

# 出雲国計会帳・解部の復原

一 従来<sup>(註2)</sup>の解部復原

二 解部復原に関する私案

三〔校訂〕出雲国計会帳

出雲国計会帳は律令国家の文書に基づく地方行政の実態を具体的に知ることのできる重要な史料である。この計会帳は『大日本古文书』卷之一に「出雲国計会帳」(五八六頁)として収められている。また、「隠伎国計会帳」(六〇四頁)として収められているものも、坂本太郎氏が指摘するように、国印の読み違いで、内容的に出雲国計会帳に連続すべきものである。<sup>(註1)</sup>

竹内理三氏編『寧楽遺文』では、両者を合わせて一通のものとし、また『延喜式』等を参酌して、断簡の配列を改めている。

出雲国計会帳については、坂本太郎・村尾次郎・滝川政次郎の各氏などによって、専ら、節度使・四度使などの内容に関する面から

の研究が進められてきた。<sup>(註2)</sup>

一方、計会帳の全体的構成の面からは、早川庄八氏の「天平六年出雲国計会帳の研究」が特筆される。<sup>(註3)</sup> 早川氏の論考は本計会帳を古文学的な基礎研究に基づき、計会帳そのものの構成をはじめて明らかにしたもので、現段階では、ほとんど異論の余地をさしはさむことができないほどの精緻な研究である。なかでも、従来、『大日本古文书』・『寧楽遺文』で、移部・符部・解部の順に復原されていたものを、基礎的作業を経て、符部・解部・移部の順に改めた点は画期的な指摘である。

今回、当館では、展示テーマ「律令国家の文書行政」に合わせて出雲国計会帳の現存部分から、可能な限り、その復原複製を試みて、その成果を展示した。小稿はその過程での成果を基に、早川氏の論考のうち、解部を中心とした復原案について再考を加えた私案

平 川 南

を紹介するものである。

もとより、当館は、歴史資料などを系統的に収集・整備し、これらの資料に基づき、研究を推進することを目指している。また、その資料は実物を可能な限り収集するとともに、必要な資料の模写模造や、復原模造などの資料製作を積極的に実施することとしている。そして、それらの資料は、一定の調査研究に基づき、展示され、一般に広く知らされ、なおかつ、国立大学共同利用機関として、広く研究者に活用されることを目標としている。

系統的に収集する資料として、古代研究部門では、宮内庁の許可を得て、正倉院文書全巻を複製収集することにした。これは、正倉院に所蔵される正倉院文書六六七巻と五冊に、東南院文書六櫃一〇二巻などの東大寺献納文書も含めた約八〇〇巻近くを、二〇一三〇年かけて、複製しようという遠大な計画である。複製は写真複製で、宮内庁正倉院事務所の全面的な協力を得て、続けられている。

こうして出来上った複製品はそのまま、展示されるが、さらに、紙背利用のために切断された文書を復原することは、古代史の研究上からも、その展示が一般の観覧者の理解を容易に深める点からも、大きな意義を有するものである。

## 一 従来の解部復原

『大日本古文書』の配列は移部・符部・解部の順となっており、『寧楽遺文』も同様である。前述のように、早川氏はこの配列順を、符部・解部・移部と訂正され、また、符部および解部記載の諸項はそれぞれ発令官庁および宛てられた官庁によって分類され、その順は、官員令に定める官庁の序列に従ったものであるとされる。

残存する符部・移部はごく一部であるが、接続関係については原状を保っているので問題はない。ところが、解部の十二断簡は、正倉院文書の正集第三十巻、続々修第三十五帙第五巻、続々修第三十五帙第六巻に収められ、その接続は原状を失っている。

周知のとおり、正集第三十巻は天保年間、穂井田忠友が編集したものであり、続々修第三十五帙第五巻および第六巻は原状のまま伝えられたものであって、写経所での反故紙の利用の仕方を知ることができる史料である。

叙述の便宜上、あらかじめ、『大日本古文書』、『寧楽遺文』、早川氏案の配列順の異同を対照して、次表に示してみることにする。

表1 従来の解部断簡復原の対照

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
L	K	J	I	H	G	F	E	D	C	B	A	
<p>天平十五年 一、十九日申送關郡司歴名事</p>	<p>右貳條、附驛家進上 一、同日進上公文漆卷漆紙</p>	<p>一、廿三日進上相摸人腹部臣真嶋等貳人事 □附驛家進□</p>	<p>六月 右、附驛家進上</p>	<p>解、中務省解文貳條 右□條、附驛使進上</p>	<p>右參條、附朝集使從七位上勲十二等石川朝臣足麻呂進上</p>	<p>右、附大原郡人日置部首釵進上 一、同日進上蘇合參升伍合盛壺伍口事</p>	<p>三月 一、廿七日進上雇民刑部身麻呂等肆人逃亡替事 一、同日進上鹿皮肆拾張事</p>	<p>九月 一、一日進上雇民若帶部村男等貳人逃亡替事</p>	<p>一、廿三日射田利稻數□申送事 麻呂等貳人死去替事</p>	<p>官器仗帳一巻 伯性器仗帳一巻 津守帳一巻 公私給 一、五日符壹道 以五月十五日到因</p>	<p>〔初行〕天平六年 〔末行〕九日移民部省下符壹道應編戸狀</p>	<p>大日本古文书</p>
<p>35   続々修 6</p>	<p>35   続々修 6</p>	<p>35   続々修 6</p>	<p>35   続々修 6</p>	<p>35   続々修 6</p>	<p>35   続々修 5</p>	<p>35   続々修 5</p>	<p>35   続々修 5</p>	<p>35   続々修 5</p>	<p>正集 30</p>	<p>正集 30</p>	<p>正集 30</p>	<p>次 原本の巻</p>
<p>第3紙 14.0</p>	<p>第4紙 9.0</p>	<p>第5紙 8.0</p>	<p>第7紙 4.5</p>	<p>第1紙 6.0</p>	<p>第35紙 2.0</p>	<p>第25紙 9.5 第24紙 12.5</p>	<p>第16紙 10.0</p>	<p>第30紙 15.0</p>	<p>第7紙 39.5 第8紙 50.4</p>	<p>第4紙 55.5 第5紙 57.0 第6紙 56.8</p>	<p>第1紙 39.2 第2紙 57.4 第3紙 56.4</p>	<p>(一紙の横 単位cm)</p>
<p>C</p>	<p>F</p>	<p>E</p>	<p>D</p>	<p>J</p>	<p>L</p>	<p>H</p>	<p>I</p>	<p>K</p>	<p>G</p>	<p>B</p>	<p>A</p>	<p>遺案 文案</p>
<p>A</p>	<p>C</p>	<p>F</p>	<p>E</p>	<p>D</p>	<p>L</p>	<p>H</p>	<p>K</p>	<p>J</p>	<p>I</p>	<p>G</p>	<p>B</p>	<p>早川 氏案</p>

## 二 解部復原に関する私案

ここでは、接続関係に問題のある解部について、内容を参酌しながら、主として、断簡の現状から早川氏案の再検討を行なってみた。先の対照表で明らかのように、断簡の配列順については、ごく一部をのぞいてほぼ早川氏案が妥当なものと考えられるが、その断簡の接続状況の細部に関しては、複製文書による検討の結果、明らかにし得る点も少なくない。そこで、以下早川氏の配列の順序に従って断簡毎に私見を述べてゆくこととしたい。

なお、本計会帳の解部のうち、小稿で接続を問題としている部分はずべて続々修第三十五帙第五巻および第六巻に含まれる。このうち、正集第三十巻に収める弁官解文の続きは、すべて、続々修第三十五帙第六巻に含まれる断簡である。一方、民部省解文と推定でき

る断簡は、続々修第三十五帙第五巻に含まれ、全部で十一條が残存している。<sup>(註4)</sup>

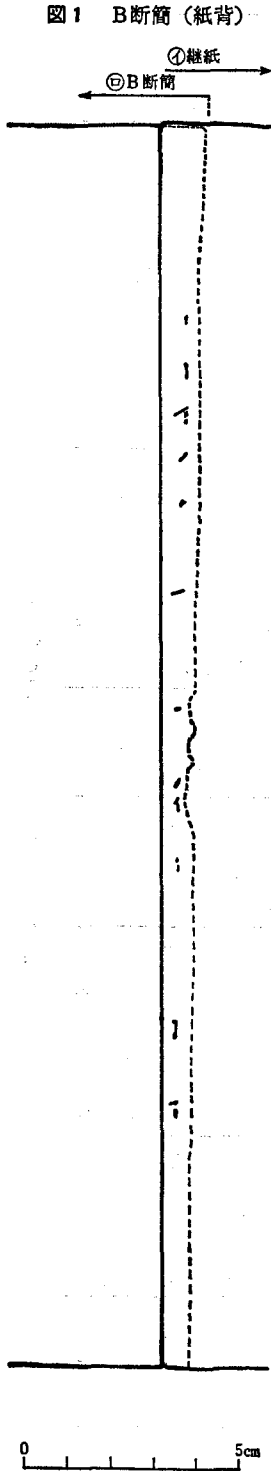
### 〔B断簡〕

正集第三十巻第四ノ第六紙までの三紙からなり、現存計会帳の最初の部分にあたり、まず符部について解部と続くのである。解部は第六紙にあたり、一紙の長さは五六・八<sup>四</sup>である。本紙の紙背の右端に次のような僅かな墨痕が確認できる。(図1)

これが継目裏書の残画であることは、例えば、次に示す正集第三十巻の第四紙の紙背の継目裏書と対照することによって容易に知られよう。(写真1)

第六紙の左端が切断されることなく、継ぎ目部分で剝がされたものである。

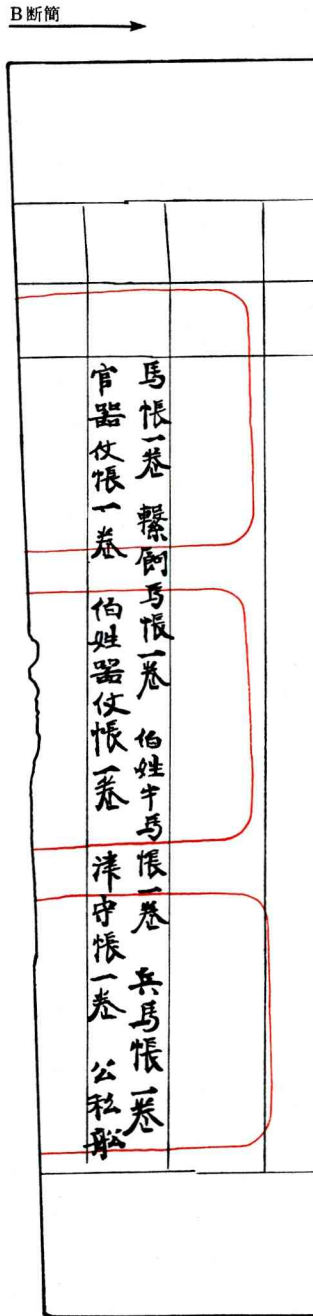
解部は弁官解文四十一條から始まる。まず、運調使・大帳使など



(以下、図17まで同様)

の進上する十二条が連記されている。問題は（天平五年（七三三））  
 十月の二条の部分である。

図2 B断簡（末行）



馬帳一卷 繫飼馬帳一卷 伯姓牛馬帳一卷 兵馬帳一卷  
 兵器仗帳一卷 伯姓器仗帳一卷 津守帳一卷 公私船

- 一、廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙（内詔略）
- 一、同日進上公文貳拾陸卷肆紙
  - 考文一卷 考状一卷 兵士簿
  - 目録一卷 兵士歴名簿
- 四卷 點替簿四卷 儲士歴名簿一卷 烽守帳一卷 道守帳
- 一卷 驛馬帳一卷 驛家鋪設帳一卷 傳馬帳一卷 種

「兵器仗帳一卷……」の次行は余白が十分にあるのにもかかわら  
 ず、「公私船」以下に文字を確認することができない。進上公文二  
 十六卷四紙とするうち二十四卷のみの記述であるので、以下公私船  
 「帳一卷」（『政事要略』<sup>卷五</sup> 所載朝集公文に「公私船帳」をあげてい



写真1 継目裏書

る)をはじめ、残りの一卷四紙の記載があつてしかるべきである。紙背に継目裏書を有し、表には左端まで国印が認められるだけに、本来、B断簡の左端は継ぎ目の上にくることは確かである。それにもかかわらず、「公私船」以下の記載がないのは疑問として残る。

ところで、天平五年十月二十一日進上公文に関する二条について、かつて坂本太郎氏は後出の兵部省解文(天平五年)十二月十六日に「右貳條、附朝集使掾從七位上勳十二等石川朝臣足麻呂進上」と見えることから、十月二十一日の考文などを持参した使者は朝集使ではありえないとした。<sup>(註5)</sup>しかし、早川氏は在京している使者に附せられる「遙附」という方法の存在を指摘し、考文の進上は、朝集使の本務であるゆえに、十月二十一日の二条は朝集使が進上したもので、十二月十六日進上の兵部省解文二条は在京中の朝集使に「遙附」されたものであるにすぎないとした。この指摘は卓見であり、筆者も賛意を表したい。『考課令集解内外官条』朱説所引の古令に「外国十一月一日、考文附朝集使送太政官」とみえ、『延喜主計式』の出雲国の行程は上り十五日、下り八日であるから、十月二十一日の考文進上は妥当な時期といえる。すでに滝川政次郎氏の指摘もあるが、『万葉集』中の朝集使に関する例もほぼ同様のあり方を示している。<sup>(註6)</sup>一例をあげるならば、卷十九(四二二五番)左注に「右一首、同月十六日、餞三之朝集使少目秦伊美吉石竹一時。守大伴宿禰家

持作之」とあり、この「同月十六日」は天平勝宝二年(七五〇)十月十六日のこととされている。越中国は『延喜主計式』では都までの行程は上り十七日、下り九日であるので、出雲国の場合と近似している。したがって、前述のように考文を携えた朝集使が十月二十一日に出雲国を発したとみてほぼ問題はないであろう。

#### 〔G断簡〕

Gはわずかに約3cmの断簡(⊙紙)で、紙背利用のため両端を切断され、⊙・⊙・⊙の順で上に貼り継がれている。そのうち、白紙の⊙紙の左端ぎりぎりに2mm程度の紙の重なりが認められる。これは本来の継ぎ目部分で切断し、そのままの状態でも紙に継いだためであると判断できる。後述のD断簡の左端にも同様の痕跡が認められる。

『寧楽遺文』の編者竹内理三氏はこの断簡を弁官解文と推定されたが、早川氏はこの宛先が弁官・民部省のいずれとも決し難いので疑いを残しながら、竹内氏に従い、弁官解文とした。また、早川氏は時期を、貢蘇期限(後出)から、天平五年冬として、B断簡の次に置いている。

この点が妥当かどうか検討してみよう。

B断簡の二条とG断簡の一条を合わせると、三条となり、接続しそうであるが、文書の形状からというところ、G断簡の一行目は文字の

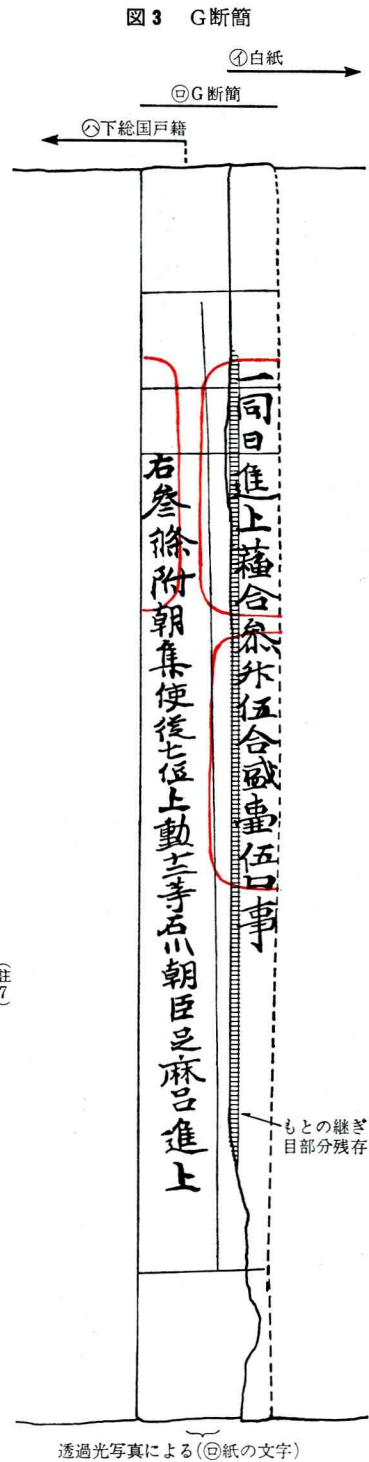


図3 G断簡

右端がわずかに切断されており、B断簡とは直接接続しない。また、両者の国印から推しても、B断簡の後に接続するものとは考えられない。したがって、国印・前後関係いづれをとっても、G断簡をあえて弁官解文に置く積極的な根拠はない。

そこで、次に内容の検討から妥当な接続箇所をさがしてみたい。

『延喜民部式』貢蘇番条によれば、

(前略)

出雲国十一壺 三口各大一升。石見国八壺 六口各大一升。

右十箇国為三第四番 辰戌年

(中略)

凡諸国貢蘇。各依三番次。当年十一月以前進了。但出雲国十二月為限。(後略)

と規定されている。<sup>(註1)</sup>

本計会帳の場合、数例に見うけられるように、貢進物は定められた期間に進上する傾向がうかがえるので、おそらく、貢蘇の一条は十二月に上申されたものと考えられる。

十二月貢上とすれば、「右參條、附朝集使從七位上勲十二等石川朝臣足麻呂進上」とあるから、先の兵部省解文の天平五年十二月十六日の二条の場合と同様に京にいた朝集使に「遙附」したとみなすこともできるのである。

天平当時も出雲国の貢蘇期限を十二月までとすれば、後出の民部省解文であるE断簡の十一月十四日進上の二条の次に置くことも考えられる。二条のうちの鹿皮の貢進は後述するように貢蘇同様、民部省式にその規定があり、交易雑物であることが明らかである。こ

の点からも、貢蘇に関するG断簡をまず民部省解文に置くことは無理のないところであろう。

さらに、次のような点も指摘することができる。すなわち、前述したように、弁官解文の断簡はすべて続々修第三十五帙第六卷に含まれ、民部省解文と推定できる断簡は続々修第三十五帙第五卷に属している。写経所で紙背利用のため順次、反故紙を貼り継いでいく時に、本来の文書を必要に応じて切断するとすれば、おおよそ、上述のような傾向が生まれるのはきわめて自然なあり方と考えられる。勿論、今後、こうした視角で続々修などの全体的な検討が必要なこととは言うまでもない。

G断簡は続々修第三十五帙第五卷に属するのであるから、先に記した事情とあわせて民部省解文とみる方が分があると思うのである。

### 〔I断簡〕

文書の形状からいえば、右側から㊸・㊹・㊺・㊻紙の順に上に貼り継がれている。

『大日本古文書』ではI断簡(㊼紙)の一行目を透視して、「右附驛家進上」と判読している。しかし、㊼紙を詳細に観察すると、一行目の部分は文字の右端が切断されているものの、幅〇・八〜一・〇

cmの別紙(㊼紙)に書かれ、㊼紙の下に貼られたものであることがわかる。したがって、『大日本古文書』に、

「右附驛家進上

一 十二日申送檢看諸社返抄事

右附驛使内舍人從七位上平群朝臣人足進上

六月

」

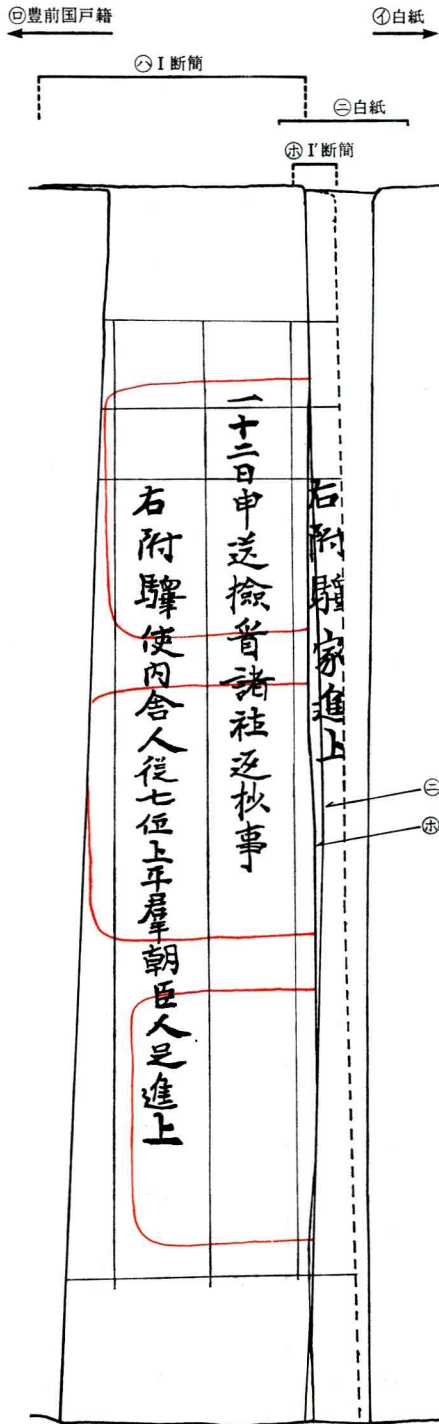
とあるうち、「右附驛家進上」は削除すべきである(実は、後述するようじ断簡の末行の残画に接合するのである—J断簡の項参照)。  
なお、「右附驛使内舍人……」の次行「六月」は、㊼紙が㊼紙の透視に貼り継がれているので、おそらく、継ぎ目部分(この部分の透視過光写真なし)に「六月」の一行が存在しているのであろう。

この「十二日申送檢看諸社返抄事」は『続日本紀』天平六年四月癸卯(十二日)条「遣<sub>三</sub>使畿内七道諸国。檢<sub>三</sub>看被<sub>二</sub>地震<sub>一</sub>神社」に  
応じたものである。地震は四月七日に発生している。本計会帳から、早川氏の指摘するように、緊急を要する場合の京から出雲までの  
の通送所要日数は五日ないし七日、そうでない一般の官省符の場合  
は十六・七日前後であることが知られる。また、伯耆国天平六年四  
月十六日の移文に「太政官下符壹道<sub>地震</sub>状」とみえる符も、七日の地  
震発生時に発せられた緊急の官符とすると、伯耆国移十六日では日  
数を要しすぎるので、十二日の地震に伴う神社の被害調査を命じた



二 解部復原に関する私案

図4 I断簡



透過光写真による  
⑤紙の文字

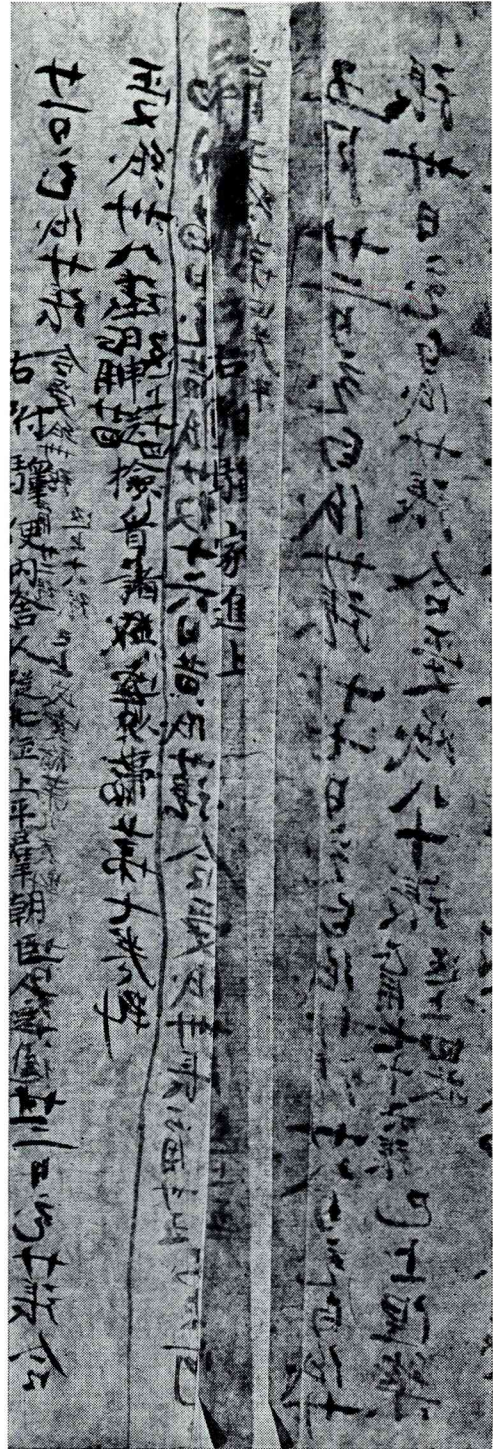
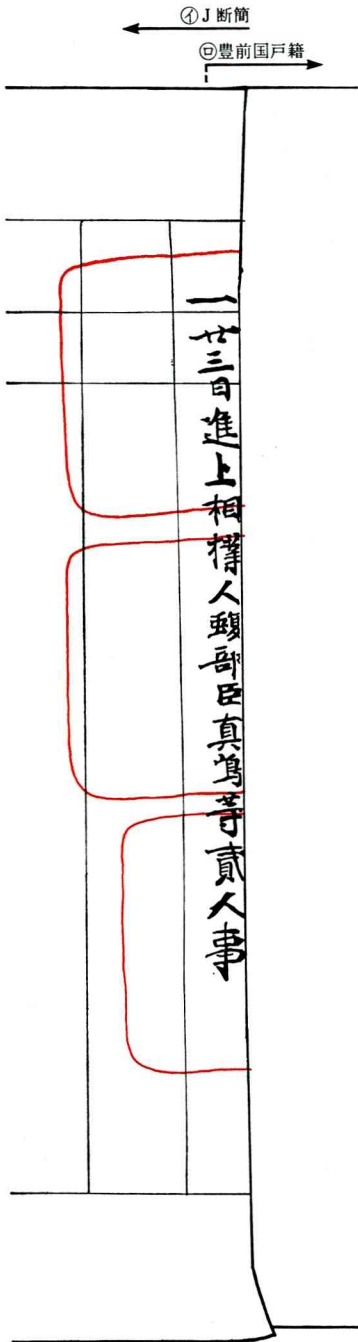


写真2 透過光写真

図5 J断簡（初行）



官符にあたりと考えられる。とすれば、出雲国がこれを受けたのは翌日の十七日頃と思われる。また、隠岐国天平六年五月三日の移文「函貳合（盛地、解伏、盛格解状）」（傍点は筆者）も出雲国と同様の返抄と思われる。隠岐国へ先の太政官符がもたらされたのは、出雲―隠岐間の通常の文書の送付に約十三日を要したとすれば、緊急時だけにおそらく四月中のことと予想される。

以上から、「十二月申送檢看諸社返抄事」は五月と判断できる。隠岐国に比べて、二十日以上要したのは、式内社数からしても、出雲国一百八十七座・隠岐国十六座と管内の神社数の著しい違いによるのであろう。

なお、B断簡（末行は十月廿一日）とI断簡（初行は五月十二日）の間は約半年分の弁官解文を欠くことになるが、この間に具体的に

何条入るかかわからないが、ただ、『延喜民部式』正税帳条に「凡進正税帳者。皆限二月卅日以前立申送官」とあることから、正税帳使とその枝文の項が入ることは確かであろう。実例でも、天平六年の「尾張国正税帳」の提出は天平六年十二月廿四日付となっている。

〔J断簡〕

J断簡は、I断簡とは国印などから考えても、直接接続しない。そこで、一行目の「廿三日進上相撰人蛸部臣真嶋等貳人事」が何月に属するかが問題となる。三行目に「七月」と記載されているので、I断簡の五月の続きか、またはIとJとの間が欠落しているのか、六月の可能性も考えられる。

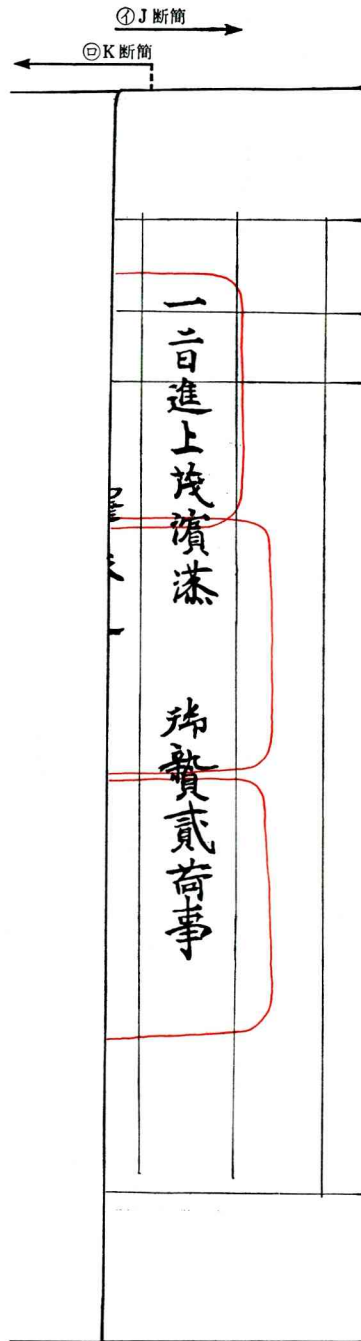
『続日本紀』天平六年七月丙寅（七日）条に、

二 解部復原に関する私案

とみえ、天平六年当時、七月七日に相撲節会が実施されていることがわかる。これは、『日本後紀』天長三年（八二六）六月己亥（三日）条「改<sub>レ</sub>七月七日相撲、定<sub>二</sub>十六日<sub>一</sub>、避<sub>二</sub>国忌<sub>一</sub>也」とあることから、裏付けられよう。また、『類聚三代格』天長八年（八三一）七月廿七日官符中に引用された弘仁四年（八一三）七月十六日の格では、「進<sub>三</sub>相撲人<sub>二</sub>既有<sub>二</sub>期限<sub>一</sub>。而毎<sub>レ</sub>年遅参殆不堪<sub>レ</sub>期。宜<sub>下</sub>限<sub>二</sub>五月下旬<sub>一</sub>。必令<sub>レ</sub>到<sub>レ</sub>京。若致<sub>二</sub>阙怠<sub>一</sub>。随<sub>レ</sub>状科<sub>レ</sub>処者」と、五月下旬には京に到着することを命じている。この史料は九世紀のものであるが、天平当時も、七月七日の相撲の節会に遅参しないために出雲国を五月「廿三日」に出発したとも推測される。この場合は、天平六

天皇觀<sub>二</sub>相撲戲<sub>一</sub>。是夕徙<sub>レ</sub>御南苑。命<sub>二</sub>文人<sub>一</sub>賦<sub>二</sub>七夕之詩<sub>一</sub>。賜<sub>レ</sub>祿有<sub>レ</sub>差。

図6 J断簡（末行）



年の弁官解文は、六月のものはなかったことになる。ただし、「周

防国正税帳」には天平九年（七三七）六月「廿日向京傳使<sub>長門國相撲人</sub>

盒四人……」および「廿一日向京傳使<sub>周防國相撲人三人</sub>……」とみえ、こ

れは出雲国も六月二十三日に出発したならば、ほぼ同じ頃、京に到着

することになるだけに、六月であった可能性も十分に考えられる。

J断簡の左端のわずかな残画を手がかりに『大日本古文書』は、

「附驛家進」と判読している。

実はこの残画は先にみたI断簡の①紙と②紙の間に挟まった形の

一紙（④紙）中の「右附驛家進上」の右端部分である。したがって、

『大日本古文書』のI断簡の第一行の「右附驛家進上」はJ断簡の

末行にあったものが、重複して記載された形になっているので、削

除しなければならぬ。

図7の(2) K断簡(末行)

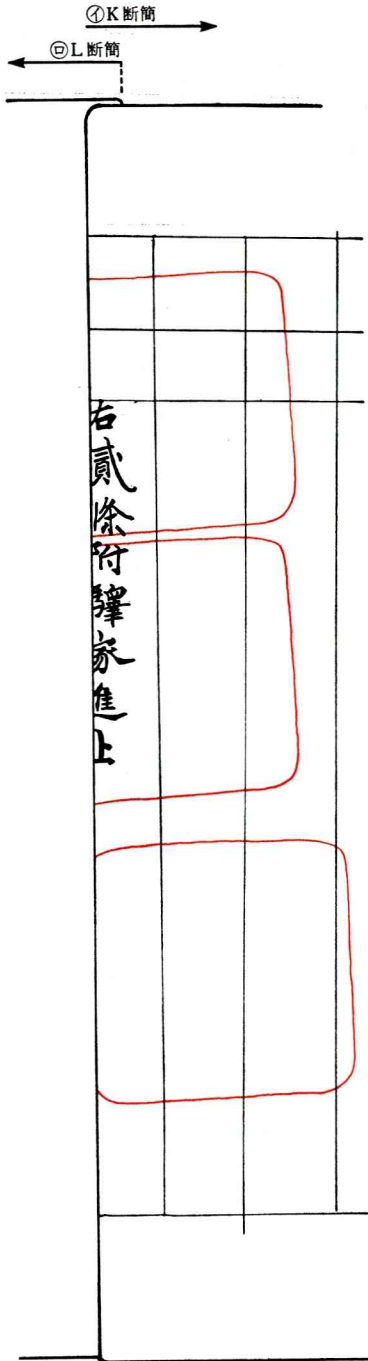
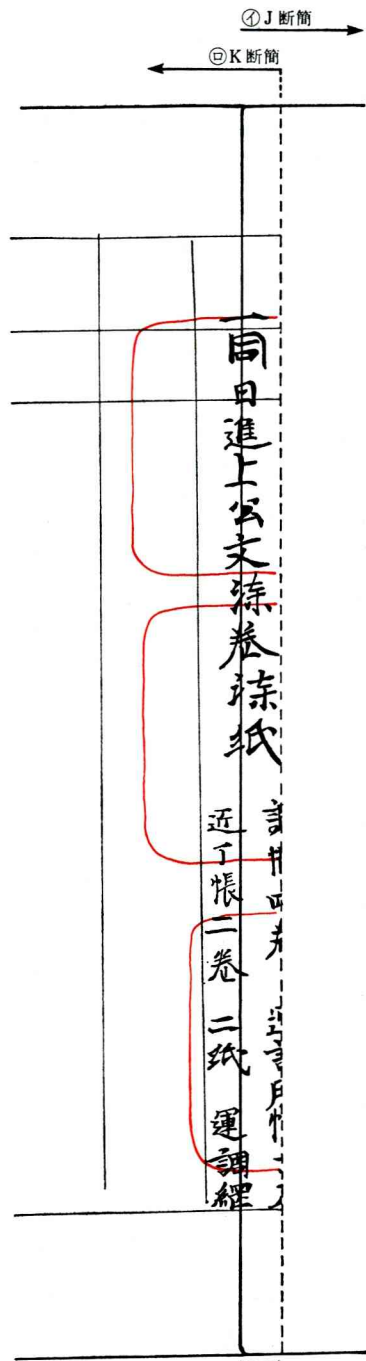


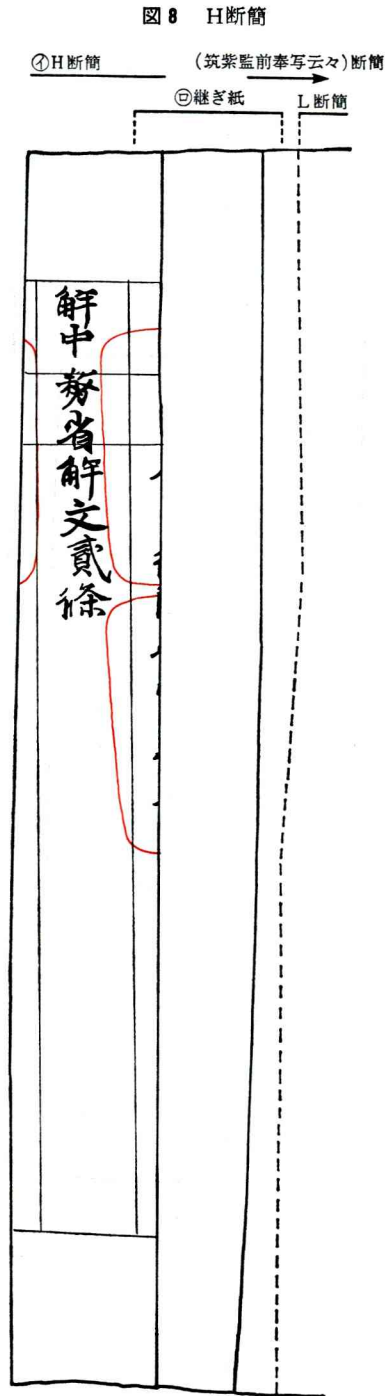
図7の(1) K断簡(初行)



〔K断簡〕

透過光写真による  
㊧紙の文字

〔H断簡〕



K断簡の末行「右貳條附驛家進上」の文字の左端はわずかに切断されているが、H断簡の右端にわずかにみえる残画と照合すると、両者は完全に接合することが知られる。したがってK断簡とH断簡は欠落なく接続することが明らかである。『大日本古文书』のH断簡の一行目「右□條、附驛使進上」はK断簡の末行と重複することとなり、削除されねばならない。

K断簡とH断簡が接合することが判明した結果、中務省解文の前に位置する「一 廿六日進上返抄貳道」は弁官解文の末行であることも判明した。J断簡に「七月」と明記されており、計会年度は前年八月一日より当年七月末日に至る期間であるから、K断簡の「同日」

および「廿六日」は七月と断定できる。なお、「一 廿六日進上返抄貳道」一教書付領状は、『続日本紀』天平六年七月辛未（十二日）条の詔に対応するものである。

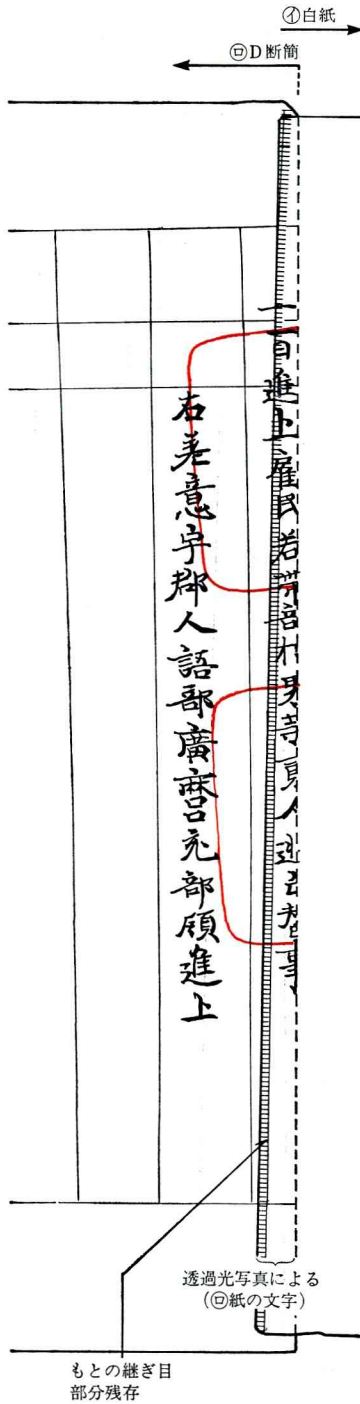
同日条の夏調使に附した三条のうち、「進上公文漆巻漆紙」の一条しかみえないので、J断簡とK断簡の間には少なくとも、二条あるいはそれ以上の欠失があると思われる。

〔L断簡〕

早川氏が指摘されたように、解部記載の諸項も官員令に定められる官庁の序列に従っていたのであるから、中務省の次には式部省解



図11 D断簡（初行）



文が続くことになる。したがって、中務省解文二条とあるH断簡がL断簡と連続することは明らかである。加えて、L断簡の右端の「天平五年」部分でK断簡が上に重なっており（この部分の透過光写真なし）、その継ぎ目部分から、H断簡の「解、中務省解文貳條」の次ぎの余白とで、界幅が他と一致することや国印からH断簡とL断簡は欠落なく接続すると断定できる。

次の式部省解文は六条のうち、一条しか残存していない。加えて、現状では、この一条は完全に継ぎ目部分で、透視しないと判読できない。なお、『延喜式部式』には、「凡郡有闕。国司銓擬歴名。附朝集使申上」とあるが、ここでは、朝集使は前述のように十月に上京しており、八月では朝集使に附しようがない。おそらく、天平五年八月十九日という日付から推して、先に触れた弁官解文の同

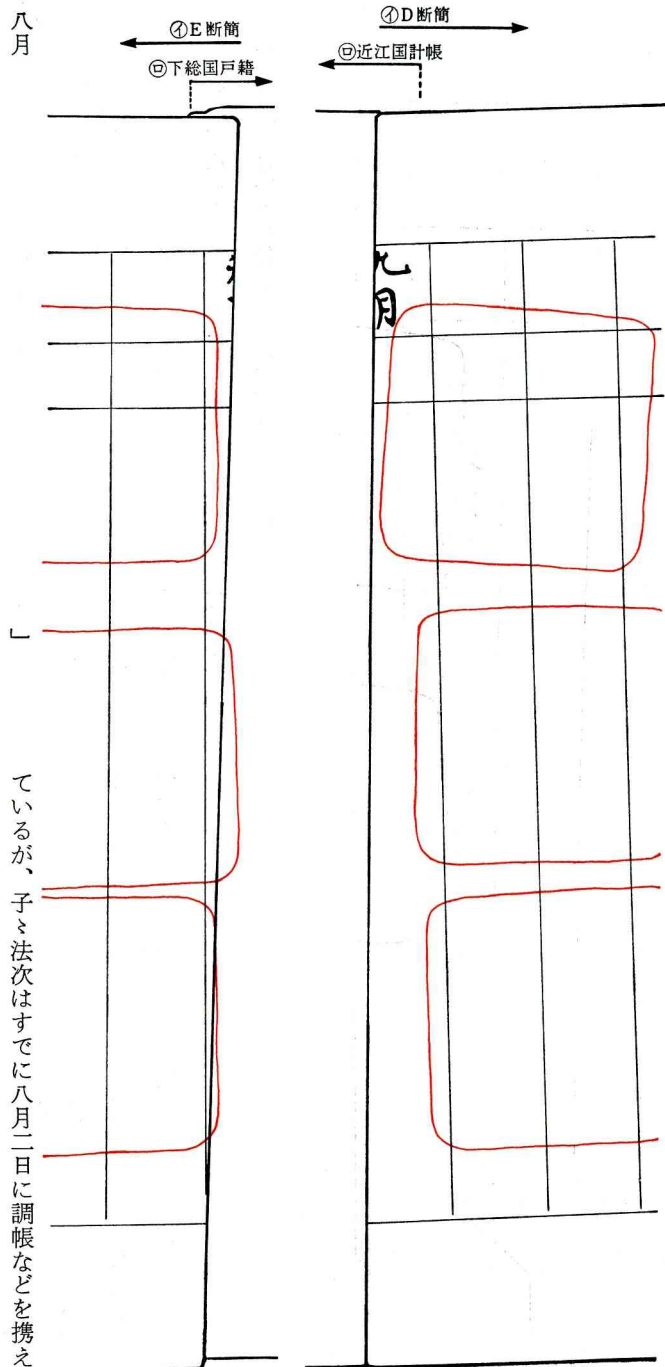
日付の「大帳使史生大初位上依網連意美麻呂」に附して進上したものと考えられる。

〔D断簡〕

末行に「九月」が見えるので、その前の四条は計会年度当初の天平五年八月のもので、民部省解文であることは、すでに早川氏が述べられているとおりである。しかも、ここに「一、日進上雇民若部村男等貳人逃亡替事」（傍点は筆者）とあって、「同日」とないことは、これが八月分の初行であることを示している。したがって、これに先立つ欠失部分は、

「解、民部省解文〇〇〇條  
天平五年

図12 D断簡とE断簡の接続



の三行分だけと考えてよい。

なお、付言すれば、一行目も、図示したように、継ぎ目部分にあり、しかも文字の右側が切断されている状態である。また、①紙は本来の継ぎ目部分を残したまま切断されたと思われる、二冊程の紙の重なりが認められる。

二日および十九日の二条を眞夏調使史生子々法次に附して進上し

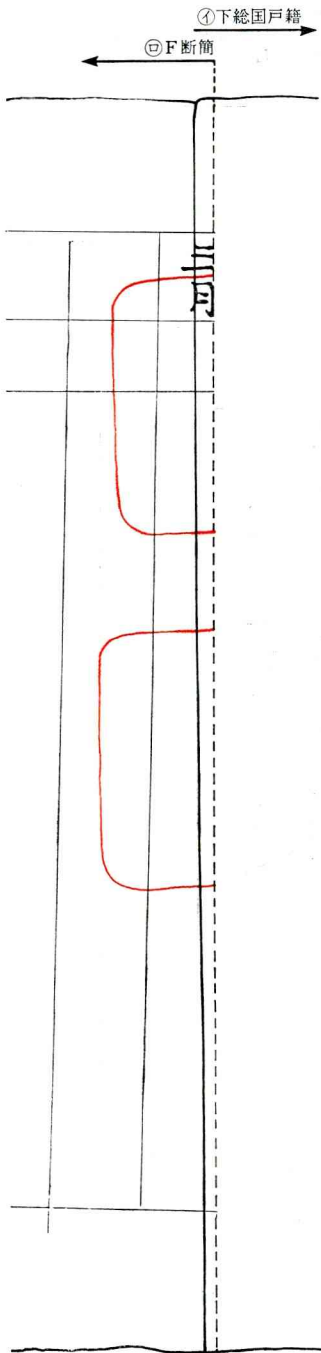
ているが、子々法次はすでに八月二日に調帳などを携えて、運調使として上京しているので、十九日分は、「遙附」に相当するのかもしれない。

〔E断簡〕

D断簡の左端にみえる「九月」とE断簡の右端に見える残画とを合わせると、完全に接合し、D断簡とE断簡は欠落なく接続すること



図14 F断簡（初行）



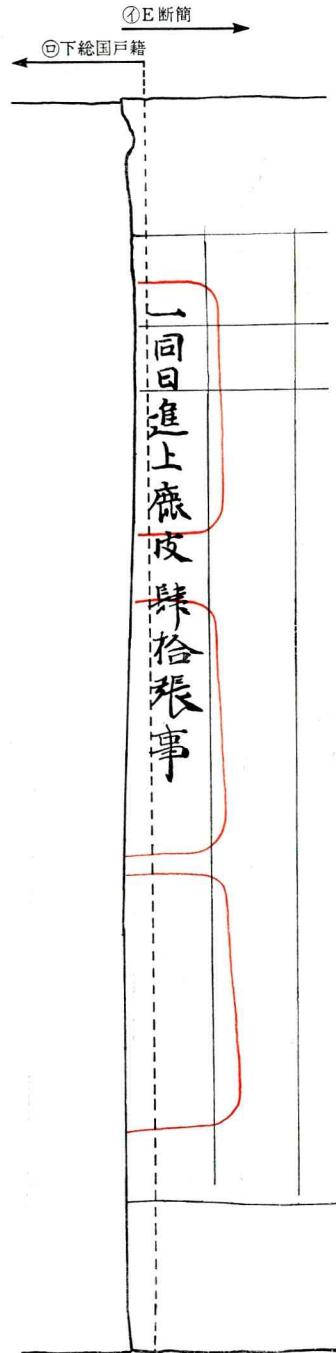
透過光写真による  
(㊟紙の文字)

『延喜民部式』で、交易雑物として、出雲国が鹿革廿張を課せられて  
いることと関連するものである。参考までに、尾張国の場合、『延喜  
民部式』に交易雑物として鹿革廿張、鹿皮十張とされているが、「尾  
張国正税帳」では、「進上交易鹿皮肆拾張廿張洗革  
十張不熟直稻肆伯束」とみ  
え、出雲国と同様の鹿皮四十張を貢進しているのが注目される。

〔F断簡〕

F断簡は天平六年三月からの民部省解文であるが、E断簡との間

図13 E断簡（末行）



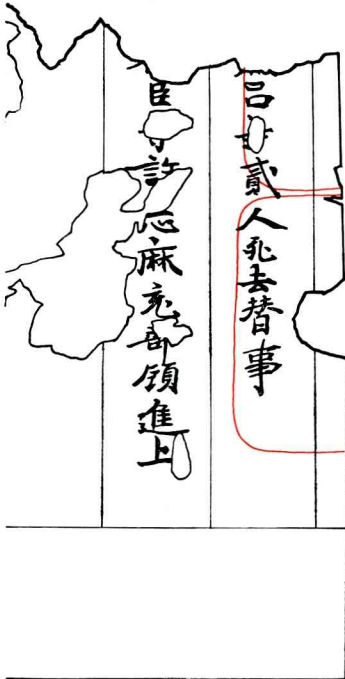
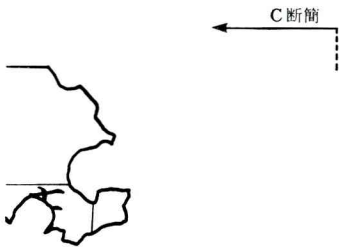
とが明らかである。  
したがって、早川氏がE断簡の一行目を十月と考えたのは誤まり  
となる。

民部式』に交易雑物として鹿革廿張、鹿皮十張とされているが、「尾

張国正税帳」では、「進上交易鹿皮肆拾張廿張洗革  
十張不熟直稻肆伯束」とみ

え、出雲国と同様の鹿皮四十張を貢進しているのが注目される。

図16 C断簡（初行）



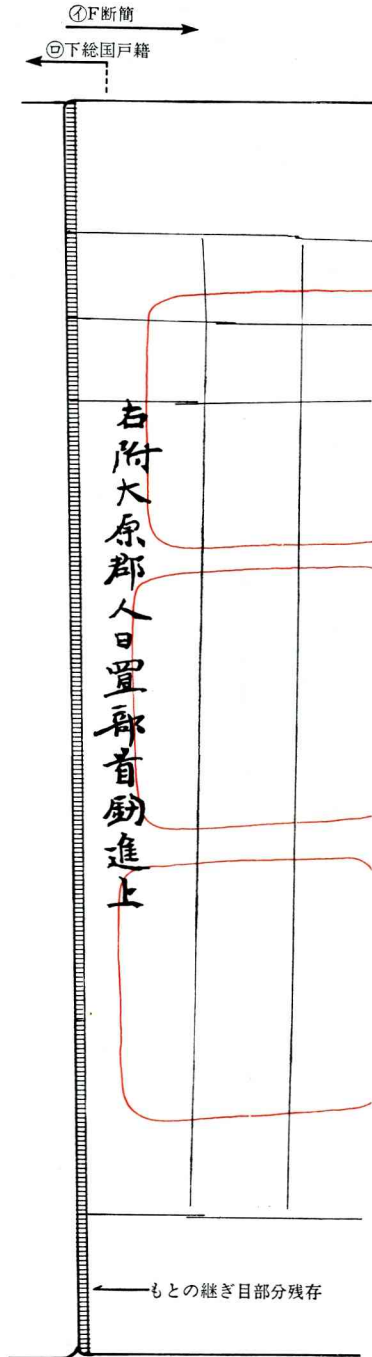
には、前述のように、G断簡が入ると考えられるが、それ以外の欠失部分は全く不明である。

「三月」の行はちょうど、継ぎ目部分にあたり、文字の右端部分<sup>(註8)</sup>はわずかながら切断されている。

〔C断簡〕

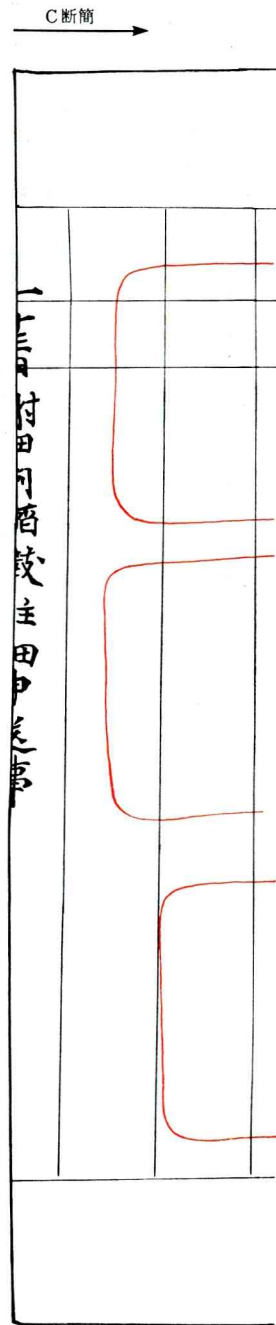
全体に汚損・破損が著しいため、全面的に裏打ちされている。節

図15 F断簡（末行）



以下、民部省解文が七月までの間に何条存在したかは不明である。

図17 C断簡（末行）



度使解文の前は符部の場合と同じく、兵部省解文である。したがって、早川氏の指摘されているとおり、この年は刑部・大蔵・宮内三省宛の解文はなかったものと思われる。

### 三 〔校訂〕 出雲国計会帳

前節までの解部の接続関係の検討結果をここに整理しておきたい。また、出雲国計会帳は、『大日本古文書』に収録され、その後、『寧楽遺文』によって、はじめて細かな校訂が加えられ、早川氏の復原案によって配列順の大きな変更を余儀なくされたものの、『寧楽遺文』以降、全面的な校訂が行なわれなままに現在に至っている。

そこで、本節では、まず、前節までの解部の接続関係の検討結果

をここに整理し、加えて、出雲国計会帳全体について、今回のモノクローム写真をもとに、若干の校訂を行なっておきたい。

#### 〔凡例〕

一、—— 実線は本来の紙継ぎ目を示す。なお、紙背に継目裏書が存する場合はその旨を記した。

..... 破線は反故紙利用の際などに切断された状態を示す。

一、断簡のうち、今回の復原で接合しない場合は.....で示した。

一、異体字は原則として正字に改めた。

一、字配りは出来るだけ原文に近い形で記載した。

一、モト「」に作る 正倉院文書の原文との異同を示す。

『大日古』・『遺文』は 『大日古文書』・『寧楽遺文』との異

同を示す。

校訂・出雲国計会帳

一 五日符壹道 以五月十五日到國

一 廿七日符壹道 右衛士出雲積三國等  
合三人逃亡状 以三月十七日到國

三月

一 廿三日符壹道 衛門府衛士勝部臣弟麻呂  
逃亡状 以四月十日到國

六月

一 廿五日符壹道 右衛士私部大嶋死亡状  
以七月十三日到國

節度使符參拾貳條

天平五年

八月

一 七日符壹道 却還雜工生伊福部小嶋等  
合六人状 以八月廿二日到國

一 廿日符壹道 國造帶意字部大領外正六位上①  
十二等出雲臣廣嶋追状 以八月廿五日到國

一 同日符壹道 為教習造醫追  
工匠二人状 以八月廿六日到國

九月

一 二日符壹道 飯石郡少領外從八位上出雲臣  
弟山給傳馬參匹還却状 以九月九日到國

一 同日符壹道 介正六位上①十二等巨勢朝臣首名  
事訖却還任所状 以九月十三日到國

① 勲、モト「勳」に作る。

二 解部復原に関する私案

- 一 六日符壹道 追工上二人状 以九月十三日到國
- 一 同日符壹道 熊谷團兵士紀打原直忍熊意宇團兵士 以九月十三日到國  
腹部臣稀主歩射馬槍試練定却還状
- 一 廿日符壹道 應造幕料布充 以九月廿六日到國  
價調短楯状
- 十月
- 一 二日符壹道 公文不申送状 以十月八日到國
- 一 十一日符壹道 預採枯弩材状 以十月廿日到國  
造兵器別當國司目正八位下
- 一 同日符壹道 小野臣淑奈麻呂状 以十月廿日到國  
擬軍毅并軍毅等定考第
- 一 十五日符壹道 及應徵差加兵士庸状 以十月廿日到國  
應造綿甲料布應酬調狹絶
- 一 同日符壹道 并應用綿状 以十月廿日到國
- 十一月
- 一 十五日符壹道 造鷲生大石村主大國 以十一月卅日到國  
附前様却還本郷状
- 一 廿九日符壹道 應運篋并礮状 以十二月八日到國
- 十二月
- (経目裏書あり)
- 一 六日符壹道 應免今點兵士庸事等參條状 以十二月十二日到國
- 一 同日符壹道 備邊式貳卷状 以十二月廿一日到國

②短は短の異体字、「遺文」が「楯」とするのは誤り。

③預、モト「預」に作る。

④附、モト「附」に作る。

- 天平六年
- 正月
- 一 十三日符壹道 馬射博士少初位下城部惣 以十二月廿六日到國  
智給傳馬發遣状
  - 一 五符壹道 應申送雜造物状 以正月十四日到國
  - 一 同日符壹道 判官已下儻人已上依例 以正月十四日到國  
應給祿料絹状 ⑤
  - 一 十八日符壹道 節度使春夏祿短絹状 ⑦ 以正月廿四日到國
  - 一 同日符壹道 甲一領袋式料表布綿綿状 以正月廿六日到國
- 二月
- 一 五日符壹道 依 勅符使司向京状 以三月廿三日到國
  - 一 同日符壹道 要地六處儲置醫并應 以三月廿三日到國  
置幕料布状
  - 一 六日符壹道 出雲國与隱伎國 以三月十六日到國  
應置烽状
  - 一 十四日符壹道 應定兵士番状 以三月廿日到國
- 三月
- 一 廿五日符壹道 置烽期日辰放烽試互 以四月一日到國  
告知隱伎相共試状 ⑨
- 四月
- 一 六日符壹道 出雲隱伎二國應置烽状 以四月十二日到國

⑤ 日脱々、(『大日古』・『遺文』のとおりに)

⑥ 已、モト「巳」に作る。

⑦ 扱、②に同じ。

⑧ 与、『遺文』は「與」とする。

⑨ 知、『遺文』は脱。

一 同日符壹道 為造公文使録事正七位上 以四月十二日到國

一 十二日符壹道 少外記敷十二等壬生使主宇太麻呂所遣狀 送山陰道四國鉦并封函狀 以五月廿二日到國

一 同日符壹道 鉦五面狀 以五月廿二日到國

一 十三日符壹道 應進上雜公文狀 以四月十九日到國

筑紫大宰府壹條<sup>⑩</sup>

天平六年

七月

一 二日符壹道 向越前國筑紫府柁師從八位下 以七月十三日到國  
生部勝麻呂等合四人狀

(雜目裏書あり)

解辨官解文肆拾壹條

天平五年

八月

一 二日進上公文漆卷肆紙 調帳肆卷 運調脚帳壹卷  
匠丁帳貳卷貳紙 過期限帳壹紙

運調網帳  
壹紙

右附運調使史生少初位上子々法次進上

一 九日夏調過期限遲進事

一 同月十九日進上水精玉壹伯伍拾顆事

一 同日進上主當調庸國郡司歷名事

⑩ 筑、モト「筑」に作る。  
⑪ 府、モト「符」に作る。

⑫、⑬に同じ。  
⑭ 柁、モト「施」に作る。

同日進上無國司等營造家事

同日進上主當地子交易國司目正八位下小野臣淑奈麻呂事

同日進上公文壹拾捌卷參紙

大帳二卷 郷戸課丁帳一卷 括出帳一卷 走還

帳一卷 放奴婢帳一卷 逃亡滿六年帳一卷 神龜五年

以來逃亡帳一卷 割附奴婢帳一卷 争戸帳一卷

遺服入帳一卷 高年及殘疾以上帳一卷 計會帳一卷

大稅出舉帳一卷 郡稻出舉帳一卷 公用稻出舉<sup>⑭</sup>一卷

九等戸帳一卷 麥帳一卷 主當調庸國司并郡司帳一紙

主當地子交易國司歴名帳一紙 無國司造家帳一紙

同日進上驛起稻出舉帳壹卷

同日進上真珠參拾顆 上一十顆 中五顆 下一十五顆

同日進上水精玉壹伯顆事

右捌條附大帳使史生大初位上依網連意美麻呂進上

十月

一 廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙

考文三卷 考狀一卷 選文一卷 歳竟帳一卷 僧尼帳

一卷 寺財物帳一卷 斎會帳一卷 放生帳一卷 鋪設

帳一卷 桑漆帳一卷 干菜帳一卷 鶏帳壹卷 四季

帳四卷 擬郡司帳一卷 復任郡司狀一紙

一 同日進上公文貳拾陸卷肆紙

考文一卷 考狀一卷 兵士簿目録一卷 兵士歴名簿四

卷 點替簿四卷 儲士歴名簿一卷 烽守帳一卷 道守帳

一卷 驛馬帳一卷 驛家鋪設帳一卷 傳馬帳一卷 種

馬帳一卷 繫飼馬帳一卷 伯姓牛馬帳一卷 兵馬帳一卷

官器仗帳一卷 伯姓器仗帳一卷 津守帳一卷 公私給

⑭附、『大日古』・『遺文』は「付」とする。

⑮帳脱カ（『大日古』『遺文』のとおりに）。

⑯麦、『遺文』は「麥」とする。

⑰復、モト「復」に作る。

⑱『大日古』・『遺文』、「□」とするが、本文に述べたように、今は不明とすべきであろう。



(継目裏書の痕跡あり)

(天平六年五月)

- 一 十二日申送檢看諸社返抄事<sup>①</sup>  
右附驛使内舎人從七位上平群朝臣人足進上

(口月)

- 一 廿三日進上相撲人娘部臣真嶋等貳人事  
右便附真嶋進上

七月

- 一 二日進上茂濱藻 御贄貳荷事  
右附驛家進上<sup>②</sup>

- 一 同日進上公文漆卷漆紙 調帳四卷 運調脚帳一卷 匠丁帳二卷 二紙 運調綱帳一紙 雜積 帳四紙

右參條附夏調使醫无位猪名部諸人進上

- 一 廿六日進上返抄貳道 一 教書付領状 一 太政官教書状  
右貳條附驛家進上

解中務省解文貳條<sup>②</sup>

天平五年

<sup>①</sup>『大日古』・『遺文』はこの前に「右、附驛家進上」の一行をおく。

<sup>②</sup>右、『大日古』・『遺文』は「右」に作る。上、『大日古』・『遺文』は「上」に作る。  
<sup>②</sup>脚、『大日古』・『遺文』は「口」とする。

<sup>②</sup>『大日古』・『遺文』はこの前に「右口條、附驛使進上」の一行をおく。

十一月

- 一 十四日進上筆壹伯管事
- 一 同日進上采女養絲壹伯貳拾斤事

右貳條附貢調使史生大初位上依網連意美麻呂進上

解式部省解文陸條

天平五年

八月

- 一 十九日申送關郡司歷名事

解民部省解文

天平五年

八月

- 一 一日進上雇民若帶部□男等貳人逃亡替事

右差意宇郡人語部廣麻呂充部領進上

- 一 二日進上下番匠丁并糧代絲價大税等数注事

- 一 十九日運夏調綱出雲郡大領外正八位下日置臣佐提麻呂事

右貳條附貢夏調使史生少初位上子々法次進上

- 一 廿一日進上雇民伊福部依瀨等合壹拾參人逃亡替事

右差楯縫郡人物部大山充部領進上

九月

- 一 廿七日進上雇民刑部身麻呂等肆人逃亡替事

右差神門郡人神門臣波理充部領進上

十一月

②□、『大日古』・『遺文』は「村」とするが、断定は難しい(図11参照)

- 一 十四日進上賀茂神稅交易絲壹伯斤事
- 一 同日進上鹿皮肆拾張事

〔十二月カ〕

- 一 同日進上蘇合參升伍合盛壺伍口事
- 右參條附朝集使從七位上勲十二等石川朝臣足麻呂進上

〔天平六年〕

三月

- 一 六日進上仕丁廝火頭匠丁雇民等貳拾陸人逃亡事<sup>㉔</sup>
- 右差秋鹿郡人日下部麻充部領進上
- 一 廿六日進上雇民若倭部都<sup>㉔</sup>美等肆人逃亡替事
- 右差大原郡人日置首劔充部領進上

四月

- 一 八日進上匠丁三上部羊等參人逃亡替事
- 右差秋鹿郡人額田部首真咋充部領進上

五月

- 一 十五日進上仕丁火頭財部木足等漆人逃亡替事
- 右附大原郡人日置部首劔進上

解兵部省解文

天平五年

〇月

麻呂等貳人死去替事

㉔ 替脫カ(『大日古』『遺文』のとお  
り)

㉔ 都、『大日古』『遺文』は「と」とする。

十一月

〔部カ〕〔等カ〕  
〔臣〕許志麻充部領進上

一 十四日進〔上カ〕兵衛養絲壹伯貳拾斤事

右附貢調使史生大初位上依網連意美麻呂進上

一 廿四日進上勝部建嶋二目盲替事

右差神門軍團五十長出雲積友麻呂充部領〔進上カ〕

十二月

一 十六日進上意宇郡兵衛出雲臣國上等參人勘五比籍事

一 同日進上兵衛出雲臣國上等參人事

右貳條附朝集使椽從七位上勲十二等石川朝臣足麻呂進上

天平六年

四月

一 八日進上衛士逃亡并死去出雲積首石弓等參人替事

右附意宇軍團二百長出雲臣廣足進上

一 廿日進上衛士勝部臣弟麻呂逃亡替事

右附神門軍團五十長刑部水刺進上

七月

(継目裏書あり)

一 廿三日進上衛士私部大嶋死去替事

右附熊谷軍團百長大私部首足國進上

解節度使解文壹拾伍條

天平五年

八月

②⑥〔部カ〕・「大日古」・「遺文」は「〔比カ〕」とする。

②⑦〔部カ〕・「大日古」・「遺文」は「〔比カ〕」とする。

②⑧「大日古」・「遺文」は「上」とするが、全く欠損し、墨痕がないから、内容から〔上カ〕と推定するに止める。

②⑨比、「大日古」は「〔比カ〕」とする。

③⑩籍、「遺文」は「籍」とするが、これは別字ゆえに誤り。

③⑪

③⑫

③⑬

③⑭

③⑮

③⑯

九月

- 一 廿日申送公文肆卷貳紙 修理古兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸新用帳一卷 軍毅譜第一巻 帳〔卷〕擬軍毅狀一紙 差介正六位上勲十二等巨勢朝臣首名〔令々〕家狀一紙
- 一 同日介正六位上勲十二等居勢朝臣首名鎮所參向事
- 一 廿一日軍毅等復任并擬少毅无位出雲臣福麻呂等合八人狀申送事

- 一 廿四日臥病伯耆國〔大々〕生掃守部麻呂事 右附同國久米郡木工山守連伊等志申送事
- 一 同日參向造弩生大石村主大國等合二人事 右即附大國申送

十月

- 一 廿七日別當國司目正八位下小野臣淑奈麻呂事 右依九月一日口宣件人注姓名附驛申送事
- 一 同日出雲〔令々〕与神門貳郡置烽三處申送事

- 一 六日進送兵器帳伍巻 修理舊兵帳一卷 新造兵器帳一卷 調庸帳一卷 儲士歴名帳一卷 兵馬帳一卷 右件公文卷軸附驛申送
- 一 十五日請今點兵士應取庸并遭水旱之灾過於輪備調庸之時不堪徵收事 右附驛申送

- 一 廿三日射田利稻數〔注々〕申送事

③①兵、モト「丘」に作る。

③②器脱カ(『遺文』になし)

③③狀、『大日古』・『遺文』は「□□」〔令々〕とする。

③④「□□」・『大日古』・『遺文』は「□□」とする。

③⑤、①に同じ。

③⑥〔大々〕「□□」・『大日古』・『遺文』は「人」とする。

③⑦与、『遺文』は「與」とする。

③⑧器脱カ(『遺文』になし)

③⑨兵、モト「丘」に作る。

④⑩點、モト「點」に作る。

④⑪〔注々〕「□□」・『大日古』・『遺文』は「□□」とする。

(伯耆国送到移)

天平六年

正月

七日移壹道 浮浪人状

廿四日移太政官下符壹道 進紫草俸状

二月

八日移太政官下符貳道 一官稻混合状  
一國司等賃状

十七日移民部省下符壹道 仕丁火頭等逃亡状

廿六日移民部省下符壹道 給食封状

三月

二日移民部省下符貳道 雇民逃亡并稅稻為穀状<sup>②</sup>

八日移太政官下符壹道 應説最勝王経状

九日移太政官下符壹道 進罽毼<sup>③</sup>状

十一日移民部省下符壹道 匠丁逃亡状

四月

五日移從備中國通送移文貳道 一出雲國 並遷貫伯姓状  
一隱伎國

八日移民部省下符貳道 一當國雇民逃亡状  
一隱伎國不動穀倉應修理状

<sup>②</sup> 状、「大日古」・「遺文」は「等」とする(『大日本古文書』にならう)。  
<sup>③</sup> 罽、『遺文』は「罽」とする(『大日古』は「罽」)

同日兵部省下符壹道 衛士逃亡状

十六日移太政官下符壹道 地震状

(題目裏書あり)

十九日移民部省下符壹道 逃亡仕丁火頭等状

廿八日移送出雲隠伎等国移文貳紙 並請人状

五月

七日移太政官下符壹道 許賣買牛出界状

同日民政部下符壹道 造難波宮雇民逃亡状

十四日移民部省下符貳道 並匠丁逃亡状

十九日移盗人額田部羊事 部下大原郡屋裏郷賀太里戸主額田部宇麻戸口

廿五日移貳道 一鉦漆面並以獾皮裹状  
一節度使下山陰道状

廿六日移從因幡國送来移貳紙 並割附伯姓状

六月

四日移民部省下符貳道 一調絲絲加進上状  
一健兒正身田租免并雜徭減半状

十二日移民部省下符壹道 雇民逃亡状

七月

二日移民部省下符壹道 属民逃亡状

三日移因幡國通送移文貳道 一除附伯姓状  
一乞人状

五日移民部省下符壹道 兵衛免課役状

同日移貳道 一出雲臣麻蘇賈除本貫附出雲國貫状  
一浮浪人物部首石足掩捕正身送来状

十一日移兵部省下符壹道 衛士死去状

十九日移 勅符壹道 太政官下符貳道

一遊書状  
一新任國司状 合參道

廿一日移從播磨國送移文壹道 誤移文状

廿六日移壹道 仕丁匠丁火頭等逃亡并死去状

隱伎國送到移壹拾貳條

天平五年

八月

廿二日移民部省下符壹道 應戸編状

(継目裏書あり)

天平六年



正月

十日移建部志麻賣 除本籍請附賣狀<sup>④</sup>

三月

三日移未移學生等事

同日移壹紙 應置烽處狀

同日移太政官下符貳道<sup>⑤</sup> 一官稻混合狀  
一國司等賣狀

同日白書壹道 神稅等稻不合狀

同日民部省下符壹道 仕丁火頭逃亡狀

同日移節度使下符壹道 應置烽狀

四月

八日移壹道 送到學生等并人狀

十七日移太政官下符壹道 應講讀最勝王經狀

五月

三日移函貳合 一盛地震返抄解狀  
一盛置烽解狀

同日移壹紙 烽相試狀

石見國送到移貳拾漆條

天平五年

④、⑤に同じ。

⑤下、モト「官下符」に作る。

七月

十三日移節度使符壹道 差點儲士并國司郡司等應會集狀

十四日移節度使符壹道 國別應備幕狀

十五日移壹道 部下出雲郡河内郡大麻里日置牛之奴乙麻呂狀

廿五日移壹道 差點學生參拾人狀

八月

一日移壹道 送節度使祿料納精韓貳合領狀

九日移民部省下符壹道 應編戸狀

当館の正倉院文書の複製はその緒に着いたばかりである。したがって、断簡が各巻にまたがるような文書の場合、その復原作業になかなか着手できないのが現状である。その点では、出雲国計会帳は比較的まとまりのある文書の一つといえる。加えて、早川氏の研究によって、出雲国計会帳の全体的な構成がすでに解明されていただけに、復原するには格好の史料である。小論も早川氏の研究成果に導かれながら、写真資料に基づいて行なった復原案である。

今後、この復原案は原本調査によって、さらに検討を必要とすることは申すまでもない。また、はじめに断っておいたように、こ

した復原作業は、あくまでも当館の正倉院文書複製計画の一つの方向性を示す具体例の一つにすぎない。

終りに、当館の複製作業に全面的な協力をいただいている宮内庁正倉院事務所の関係諸氏および、本稿を草するにあたり、種々御教示をいただいた虎尾俊哉氏、また御助力いただいた西洋子氏に対し、心から感謝の意を捧げたい。

(註1) 坂本太郎「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」  
〔學榮〕十五 一九三二年、のち『日本古代史の基礎的研究』下  
制度編所収 一九六四年

(註2) 坂本太郎「正倉院文書出雲国計会帳に見えた節度使と四度使」前

掲、および「朝集使考」(『史学雑誌』四二ノ五 一九三一年、のち『日本古代史の基礎的研究』下 制度編所収)、村尾次郎「出雲国風土記の勘造と節度使」(『出雲国風土記の研究』一九五三年)、滝川政次郎「諸使に関するもの」(『萬葉律令考』一九七四年)

(註3) 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」(『日本古代史論集』下巻所収 一九六二年)、以下、本文中の早川氏の所見引用は個々に註を付すことを省略したが、すべて本論考による。

(註4) 復原作業に利用した写真の主として、複製の際のモノクローム写真である。また、紙継ぎ目部分については、必要箇所について透過光撮影を行っているが、それが大いに役立ったことを付記してきた。

(註5) 坂本太郎「朝集使考」前掲。

(註6) 滝川政次郎「諸使に関するもの」前掲。

(註7) G断簡の壺伍口は『延喜式』の規定の壺数のおおよそ半分である。この点はほぼ同時期における尾張国の場合、「尾張国正税帳」によれば、『延喜式』の十五壺に対して「納壺七口」とあり(天平六年)、「但馬国正税帳」によれば、『延喜式』の十一壺に対して「伍壺」とある(天平九年)例に合致する。これらは、『延喜式』の壺数が番次に従った二ヶ年分であるという規定に照らせば、単年では半数として理解できる。

この点に関しては、『延喜式』の貢蘇の規定は天平当時までさかのぼらせることができよう。したがって、本文で以下に述べるように、出雲国のみ貢蘇期限を十二月とする『延喜式』の規定も天平当時適用できるのではないだろうか。

ただし、貢蘇番次は出雲国の場合、天平五年は癸酉年で、『延喜式』の「辰戌年」のいずれにもあたらないし、先の但馬・尾張両国の場合も同様に合致しない。

(註8) 四月部分の紙背に幅三・五cmほどの貼り紙がみえるが、これは紙背文書の補正個所で、表文書には全く関係のないものであるが、マ

イクロフィルムではこの部分に紙数番号が入っているので、利用する際には注意してほしい。

(国立歴史民俗博物館 歴史研究部)